第二十条の十の二の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の十の三　施行令第二十七条の十二の七第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2　施行令第二十七条の十二の七第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画とする。

3　法第四十二条の十二の七第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、同項に規定する初日を含む事業年度から同項の規定の適用を受けようとする事業年度までの各事業年度について、産業競争力強化法施行規則第十一条の二十二の主務大臣から同項の認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同条に規定する適合証明書（当該各事業年度終了の日が当該認定国際経済事情激変事業適応計画の実施期間内の日である旨の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）の交付を受け、かつ、その交付を受けた適合証明書を保存している場合とする。

第三十条の二第六項中「第二条第三十三項」を「第二条第三十四項」に改める。

（法人税法施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表六(七)の記載要領第一号(4)中「青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第２項」を「租税特別措置法第42条の12の７第８項」と、「の規定」を「に規定する法人が同条第２項の規定」に改める。

別表六(二十六)の記載要領第七号を同第八号とし、同第六号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

6　「投資した金額の合計額　(9)」の欄は、租税特別措置法施行規則第20条の10の２第４項（生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）に規定する確認申請書に記載された同項に規定する投資した金額の合計額又は同条第６項に規定する確認申請書に記載された同項に規定する投資した金額の合計額を記載すること。

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

○財務省令第五十二号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の五第十項第二号、第十一項第四号並びに第十二項第四号及び第五号並びに第十一条の三の六第一項第四号ハ及び第十五項の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日　　財務大臣　片山さつき

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（月間の高額療養費の決定の請求等）	（月間の高額療養費の決定の請求等）
第百五条の四　［略］	**第百五条の四**　［同上］
［項を削る。］	2　前項の規定にかかわらず、高額療養費の支給を受けるべき者について、当該者の属する組合の運営規則で定めるところにより、高額療養費を支給することができる。
（令第十一条の三の四第一項の年間の高額療養費の決定の請求等）	（年間の高額療養費の決定の請求等）
第百五条の四の二　法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（同項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。）（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（請求者が令第十一条の三の五第十項第二号に掲げる者に該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければならない。	**第百五条の四の二**　法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（同項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。）（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　請求者及び基準日被扶養者（令第十一条の三の四第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日	三　申請者及び基準日被扶養者（令第十一条の三の四第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日